

## ちゅうぎん事業用電子交付サービス 利用規定

(2026年5月15日現在)

ちゅうぎん事業用電子交付サービス 利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社中国銀行（以下、「当行」といいます）がパーソナルコンピューター（インターネットに接続および閲覧可能な当行所定の OS およびブラウザを備えた端末（スマートフォン等）を含みます。）を通じて、各種書類や通知を閲覧する「ちゅうぎん事業用電子交付サービス」（以下、「本サービス」といいます）をお客さまにご利用いただく場合の条件を定めたものです。本サービスは、ちゅうぎん Biz - ID 登録時に自動で申込みとなります。

### 1. 本規定の適用範囲

本規定は、本サービスを利用する方ご本人（以下、「利用者」といいます）に適用されます。利用者が本サービスを利用する場合には、本規定のほか「ちゅうぎん Biz - ID 利用規定」が適用されるものとします。

### 2. 本サービスの対象帳票

(1) 本サービスの対象帳票は、ちゅうぎん Biz - ID の登録口座（代表口

座/サービス利用口座)、及び登録口座と同じ「お客さま番号」の口座に関する帳票のうち、当行が定めたものとし、当行ホームページで公表します。なお、「お客さま番号」は、各口座の通帳等でご確認いただけます。

(2) 当行は対象帳票を任意に追加または削除できるものとし、その場合は、当行ホームページで公表します。

(3) 対象帳票の書類作成時期、照会期間等は、当行ホームページに掲載しますので、最新の情報は当行ホームページをご確認ください。

### 3. 本サービスの利用方法等

(1) 利用者は、当行所定の PDF 形式のファイルで閲覧するものとします。また、対象帳票は利用者のプリンター等で印刷すること、利用者の端末上に PDF 形式のファイルを保存することも可能です。なお、対象帳票を閲覧・印刷するためには、利用者が使用するパーソナルコンピューターにおいて当行所定のブラウザが必要になります。利用者が使用するパーソナルコンピューターは、当行所定の機能

- ・性能を備えたものに限ります。なお、当行がパーソナルコンピューターに求める機能
- ・性能は、随時任意に変更することができます。

(2) 書面が必要な場合は対象帳票を利用者ご自身で印刷するものとし

す。当行が対象帳票を書面で作成し交付することを希望される場合は、利用者による当行本支店の窓口でのお手続きおよび、当行が別途定める手数料が必要となります。

(3) 対象帳票が作成された場合は、その都度、ちゅうぎん B i z - I D の代表ユーザーおよび管理ユーザーに登録されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。

また、ちゅうぎん B i z - I D をご登録いただく以前に、対象帳票が作成されている場合は、ちゅうぎん B i z - I D をご登録いただいた翌日に、ちゅうぎん B i z - I D の代表ユーザーおよび管理ユーザーに登録されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。一般ユーザーに登録されたメールアドレス宛には、通知はおこなわれません。

なお、ちゅうぎん B i z - I D に登録されたメールアドレスが使用できない場合は、通知をおこなうことができません。

(4) 本サービスのログイン画面で契約番号（ちゅうぎん B i z - I D）・ユーザー名・パスワードを入力することで、対象帳票を閲覧することができます。対象帳票が存在しない場合や、ちゅうぎん B i z - I D の一般ユーザーは、対象帳票の閲覧はできません。

(5) ちゅうぎん Biz - ID の一般ユーザーが、本サービスで対象帳票を閲覧する場合は、代表ユーザーまたは管理ユーザーによる権限変更が必要となります。なお、帳票ごとの閲覧制限はできません。

## 4. 本サービスの利用停止等

### (1) 利用者による解約の場合

ちゅうぎん Biz - ID の登録が解約された場合およびちゅうぎん Biz - ID の代表口座が解約された場合は、本サービスも解約されます。なお、本サービスを単体で解約することはできませんが、単体での利用停止は可能です。また、ちゅうぎん Biz - ID の口座登録状況により、対象帳票を閲覧できなくなる場合があります。なお、当行はその時点で残存する本サービスのデータを消去できるものとします。

### (2) 利用者によるサービス利用停止

本サービスの利用者からのお申し出により、サービスの利用停止を行うことができます。なお、本サービスの利用停止は、停止登録の翌々日に行われるものとします。本サービス利用停止後は、本サービスにログインできますが、対象帳票の閲覧はできません。

### (3) 利用者によるサービス利用再開

本サービスの利用者からのお申し出により、サービスの利用再開をおこなうことができ、利用再開登録の翌々日にサービスが再開され、本サービスにログインすることで、対象帳票を閲覧できます。なお、本サービス利用再開後は、利用停止前に発行されていた過去分の対象帳票についても、閲覧できます。

#### (4) 当行からのサービス利用停止

1. 本サービスを不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合、または利用者のご利用方法が当行および当行の他の利用者に対して明らかに不利益を与えると当行が認めた場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全てまたは一部の利用停止の措置を講じることができます。
2. 前号における措置により利用者に生じた損害について当行は一切その責任を負いません。

## 5. 禁止事項

- (1) 本サービスに基づく利用者の権利について譲渡、質入れ、第三者の権利を設定すること、第三者に利用させることはできません。
- (2) 利用者は本サービスのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・

複製・修正・蓄積・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれに類する行為

をおこなってはなりません。

## 6. 免責事項

本サービスの利用に関し、次の（１）から（６）に該当し、利用者に生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

（１）「4. 本サービスの利用停止等」（４）に定めた内容に該当する場合

（２）端末の障害、機種変更、端末初期化、電源オフおよび圏外時の利用、通信機械およびコンピュータ等の障害ならびに回線障害により、本サービスの提供が遅延もしくは不能となった場合

（３）ちゅうぎん B i z - I D に登録されたメールアドレスに誤りがあり、第三者に通知がおこなわれた場合

（４）コンピューターウイルスや第三者による不正利用、情報改変等による障害が発生した場合

（５）災害、裁判所等公的機関の措置等の事由による場合

（６）利用者が本規定に反した場合

## 7. 本規定の変更

(1) 当行は、本規定を、ちゅうぎん B i z - I D の仕様の変更その他相当の事由があると認められる場合には、利用者の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。

(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページにて公表します。

## 8. 合意管轄

本サービスに関する争訟については、当行本店の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上